

釜石市公告

釜石市新庁舎建設基本計画及び基本設計業務委託について簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年8月7日

釜石市長 野田 武 則

1 業務概要

(1) 業務名

釜石市新庁舎建設基本計画及び基本設計業務

(2) 業務内容

別紙『釜石市新庁舎建設基本計画及び基本設計業務委託仕様書』のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。

(4) 委託金額

本業務に関する費用は、45,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。なお、プロポーザルの参加は単体企業とする。

- (1) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による、1級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 釜石市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年釜石市告示第124号）の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 下記記載の同種業務実績を有すること。
- (8) 平成29・30年度釜石市建設工事等請負資格者のうち、コンサルタント業務の資格を有する者であること。
- (9) 配置予定の管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に基づく一級建築士の資格を有する者を配置できること。また、配置予定の管理技術者及び各担当主任技術者は、提出者の組織に属していること。

(10) 配置予定の管理技術者及び各担当主任技術者は、下記記載の同種業務実績若しくは類似業務実績を有する者を配置できること。

(11) 平成30・31年度岩手県建設関連業務競争入札参加資格者名簿に掲載されているもののうち、建築設計業務に係る評価点数が250以上の者であること。

【同種業務】

平成20年度以降東北6県において、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡以上の『庁舎』の新築における基本設計又は実施設計業務の実績のある者。

『庁舎』とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の種類の「四 業務施設」の第2類「庁舎等」のことをいう。

【類似業務】

平成20年度以降東北6県において、延床面積5,000㎡以上の『庁舎を除く施設』の新築における基本設計又は実施設計業務の実績のある者。

『庁舎を除く施設』とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の種類の「四 業務施設」の第2類「銀行、本社ビル」、または「八 専門的教育・研究施設」の第2類「大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等」または、「十二 文化・交流・公益施設」の第2類「研修所、警察署、消防署等」のことをいう。

3 手続等

(1) 担当課所室 〒026-8686 岩手県釜石市只越町三丁目9番13号
釜石市総務企画部 新市庁舎建設推進室
TEL : 0193-22-2111 (内線178) FAX : 0193-22-2686
電子メール : tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

(2) 応募要領等の交付

ア 交付期間 : 平成30年8月7日(火)から平成30年8月24日(金)まで

イ 交付方法 :

応募要領等は、釜石市ホームページ (<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>) からの入手を原則とする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 : 平成30年8月24日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所 : 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法 : 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。)

(4) 技術提案書の提出

ア 提出期限 : 平成30年9月14日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所 : 上記3(1)に同じ

ウ 提出方法 : 上記3(3)ウに同じ

4 参加表明書及び企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書及び提出書類を釜石市新庁舎建設基本計画及び基本設計業務委託者選定審査委員会（以下「委員会」という。）事務局において参加資格審査を行い、資格要件を満たす参加者には企画提案書の提出を要請する。
- (2) 技術提案は、委員会において提出書類及び公開プレゼンテーション・ヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 技術提案書等の作成、応募、ヒアリングなど、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (4) 技術提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。